

従業員等の技術向上のため、

従業員等を認定職業訓練校に入校させた場合に

入校時の事業主負担金等を補助します

入校者
1人につき 上限 **10** 万円 (補助率 10/10)

■対象となる認定職業訓練校

- 富山建築高等職業訓練校
- 富山板金高等職業訓練校
- 富山県左官高等職業訓練校



■補助の内容

1 補助対象者

市内に事業所を有しており、令和8年度以降に
従業員等を入校させた事業主※1

※1 事業主自身が入校した場合は、当該事業主

2 補助対象経費

事業主又は従業員等が認定職業訓練校に入校した際に
事業主が支払った授業料又は事業主負担金

3 申請期限

入校した年度の3月15日（入校した年の翌年）

4 交付の条件

入校した年度の3月1日（入校した年の翌年）時点で、
入校した年度における訓練課程を修了する見込みであること



富山市HP

【申請・お問い合わせ先】

〒930-8510 富山市新桜町7番38号

富山市商工労働部商工労政課労政係（富山市役所西館7階）

TEL 076-443-2073（直通） FAX 076-443-2183

↑詳細は富山市ホームページでご確認ください。（「🔍さがす」でページ番号「1017984」で検索）